

高崎都市計画地区計画の変更

高崎都市計画地区計画（高崎問屋町駅西口周辺地区）を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|-------------|--|
| 名 称 | | 高崎問屋町駅西口周辺地区 地区計画 |
| 位 置 | | 高崎市 問屋町4丁目、貝沢町の各一部 |
| 面 積 | | 約 10.6 ha |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、JR線新駅「高崎問屋町駅」が開業し、商業地として発展していくことが予想されます。また後背地の高崎問屋町と一体となり高崎の副都心にふさわしい地区へと発展する必要があります。</p> <p>その為、通勤・通学の便がよく、健全で明るい都市型駅前空間の形成を目的とします。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | 本地区は、JR線新駅「高崎問屋町駅」が開業し、商業地として発展していくことが予想されると共に、高崎市の商業・業務拠点としての卸商業団地（高崎問屋町）を後背地に控えていることから、今後、活気と賑わいのある都市型の駅前空間の形成を図ります。 |
| | 地区施設の整備の方針 | 本地区では卸商業団地造成により整備された区画道路・公園をはじめ、高崎問屋町駅の開業に伴い整備された都市計画道路 3・4・41 問屋町駅西口線等の都市基盤整備が行われております。これらの機能が損なわれないように維持、保全を図ります。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 地区内の健全な環境整備を促進し、合理的な都市空間を形成するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業施設等の立地を規制します。 |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 本地区では卸商業団地造成により整備された区画道路・公園をはじめ、高崎問屋町駅の開業に伴い整備された都市計画道路 3・4・41 問屋町駅西口線等の都市基盤整備が行われております。これらの機能が損なわれないように維持、保全を図ります。 |
| | 建築物等に関する事項 | <p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次にかかげる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</p> |
| | 建築物等の用途の制限 | |

地区計画新旧対照表（高崎問屋町駅西口周辺地区）

| | | 変更前 | 変更後 |
|--------------------|------------|--|--------------|
| 名称 | | 高崎問屋町駅西口周辺地区 | 高崎問屋町駅西口周辺地区 |
| 位置 | | 高崎市 問屋町4丁目、貝沢町の各一部 | |
| 面積 | | 約 10.6 ha | |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、JR線新駅「高崎問屋町駅」が開業し、商業地として発展していくことが予想されます。また後背地の高崎問屋町と一体となり高崎の副都心にふさわしい地区へと発展する必要があります。その為、通勤・通学の便がよく、健全で明るい都市型駅前空間の形成を目的とします。</p> | 同 左 |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>本地区は、JR線新駅「高崎問屋町駅」が開業し、商業地として発展していくことが予想されると共に、高崎市の商業・業務拠点としての卸商業団地（高崎問屋町）を後背地に控えていることから、今後、活気と賑わいのある都市型の駅前空間の形成を図ります。</p> | |
| | 地区施設の整備の方針 | <p>当地区では卸商業団地造成により整備された区画道路・公園をはじめ、高崎問屋町駅の開業に伴い整備された都市計画道路 3・4・41 問屋町駅西口線等の都市基盤整備が行われております。これらの機能が損なわれないように維持、保全を図ります。</p> | |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区内の健全な環境整備を促進し、合理的な都市空間を形成するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業施設等の立地を規制します。</p> | |

| | | | | |
|----------------|-------------|------------|--|---|
| 地区 整備 計画 | 地区施設の配置及び規模 | | 当地区では卸商業団地造成により整備された区画道路・公園をはじめ、高崎問屋町駅の開業に伴い整備された都市計画道路3・4・41問屋町駅西口線等の都市基盤整備が行われております。これらの機能が損なわれないように維持、保全を図ります。 | |
| | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次にかかげる建築物は建築してはならない。</p> <p><u>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項までに該当する営業の用に供するもの</u></p> | <p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次にかかげる建築物は建築してはならない。</p> <p><u>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p> |

高崎都市計画 地区計画の変更

計 画 図

1:1,250(A1)
1:2,500(A3)



| 凡 例 | |
|---|------------|
|  | 地区計画 |
|  | 地区計画(変更地域) |

| 地区名 | 面積 |
|--------------|---------|
| 高崎岡屋町駅西口周辺地区 | 約10.6ha |